

令和2年度ダイオキシン類調査結果について

島根県環境生活部廃棄物対策課

I. 環境中のダイオキシン類常時監視結果

ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「ダイオキシン特措法」という。)第26条第1項に基づき、令和2年度に島根県が実施した大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類常時監視結果の概要は次のとおりです。

環境中のダイオキシン類常時監視結果

調査期間：令和2年6月～令和3年2月

	調査対象	区分	測定地点	単位	測定結果				
					環境基準超過地点数	最小値	最大値	平均値	環境基準
一般環境監視	大気	—	6	pg-TEQ/m ³	0	0.0042	0.019	0.0078	0.6
	水質	河川	2	pg-TEQ/L	0	0.063	0.23	0.15	1
		海域	1	pg-TEQ/L	0	0.085	0.085	0.085	1
	底質	河川	2	pg-TEQ/g	0	2.0	7.6	4.8	150
		海域	1	pg-TEQ/g	0	0.14	0.14	0.14	150
	地下水	—	5	pg-TEQ/L	0	0.052	0.11	0.068	1
	土壌	—	4	pg-TEQ/g	0	0.00027	0.049	0.023	1,000

注：大気、水質及び底質の調査結果における最小値、最大値及び平均値は、各地点の年間平均値の最小値、最大値及び平均値である。

大気（6地点4回）、水質（3地点）、底質（3地点）、地下水（5地点）、土壌（4地点）ともに全ての地点において環境基準を満たしていました。

II. 特定施設のダイオキシン類調査結果

1. 設置者による測定結果の概要

ダイオキシン特措法第28条第1項及び第2項に基づき、設置者が規制対象施設において令和2年度中（令和3年度以前に測定し令和3年度に報告のあったものを含む）に測定を実施した結果の概要は次のとおりです。

(1) 排出ガス中のダイオキシン類の測定結果について

測定対象施設（新設及び休止中施設を除く）は41施設で、うち39施設から報告があり、全ての施設において排出基準を満たしていました。未報告2施設については、報告を行うよう指導しています。

濃度単位：ng-TEQ/m³N

大気基準適用施設の種類の種類		測定対象施設数	報告済施設数	未報告施設数	平均値	濃度範囲	排出基準		
							既設	新設	
製鋼用電気炉		2	2	0	0.013	0.0000012～0.026	5	0.5	
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時 以上	3	3	0	0.00074	0.000027～0.012	1	0.1
		2t～4t/時 未満	2	2	0	0.00025	0.00004～0.00045	5	1
		50kg/時～2t/時未満 (50kg/時未満で火床面積0.5㎡以上のものを含む)	34	32	2	0.72	0～3.9	10	5
		合計	41	39	2	—	—	—	—

(2) 排出水中のダイオキシン類の測定結果について

測定対象施設は1施設あり、排出基準を満たしていました。

濃度単位：pg-TEQ/L

水質基準対象施設の種類の種類	測定対象施設数	報告済施設数	未報告施設数	平均値	濃度範囲	排出基準
クラフトパルプ等製造施設	1	1	0	—	0.018	10
合計	1	1	0	—	—	—

(3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等のダイオキシン類測定結果について

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻については、排出基準はありませんが測定が義務づけられています。

なお、埋立等の処分をする際には、3 ng-TEQ/g 以下となるよう基準が定められており、報告において3 ng-TEQ/g を超えたばいじん等については、処分時に法で定められた薬剤処理による適正な処理等が行われていることを確認しています。

濃度単位：ng-TEQ/g

施設の種類の種類		報告施設数	濃度範囲
廃棄物焼却炉	ばいじん	16	0~2.9
	燃え殻	24	0~0.77

注：測定値には処理前の数値を含む。

2. 行政測定結果の概要

特定施設である大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)2施設、水質基準対象施設(クラフトパルプ等製造施設)1施設について、立入検査にともなって実施した行政測定の結果は、調査した3施設とも排出基準を満たしていました。

	行政検査施設数	基準超過	基準超過事業所への措置
大気基準適用施設	2	0	—
水質基準対象施設	1	0	—

【資料】

表1 令和2年度ダイオキシン類常時監視結果（大気）

No.	調査区分	地点名	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m ³)					環境基準 (pg-TEQ/m ³)
				夏期	秋期	冬期	春期	年平均値	
1	一般環境監視	安来一般環境大気測定局	安来市安来町八幡582-1	0.0047	0.0092	0.0074	0.012	0.0083	0.6
2		出雲保健所一般環境大気測定局	出雲市塩治町223-1	0.0130	0.010	0.016	0.019	0.015	
3		江津市役所一般環境大気測定局	江津市江津町1525	0.0067	0.0045	0.0064	0.0078	0.0064	
4		浜田合庁一般環境大気測定局	浜田市片庭町254	0.0044	0.0044	0.0067	0.0071	0.0057	
5		益田合庁一般環境大気測定局	益田市昭和町13-1	0.0042	0.0050	0.0069	0.0049	0.0053	
6		大田一般環境大気測定局	大田市大田町大田若宮イ497-6	0.0044	0.0057	0.0064	0.0070	0.0059	

表2 令和2年度ダイオキシン類常時監視結果（公共用水域の水質及び底質）

No.	調査区分	水系名	水域名	地点名	採取月日	水質調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	底質調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	一般環境監視	斐伊川	平田船川	旭町付近	R2.9.24	0.23	1	2.0	150
2		益田川	益田川	月見橋	R2.9.16	0.063		7.6	
3		海城	持石海水浴場	IW-7	R2.9.16	0.085 (0.054)		0.14 (0.14)	

注1) 水質と底質には密接な関係があると予想されることから、両媒体を同地点で測定する

注2) 表中 () は二重測定の結果を示す

表3 令和2年度ダイオキシン類常時監視結果（地下水）

No.	調査区分	市町村名	地点	採取月日	水質調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
1	一般環境監視	安来市	広瀬町西比田	R2.10.27	0.052	1
2		雲南市	大東町仁和寺	R2.10.28	0.072	
3		出雲市	上島町	R2.11.20	0.053	
4		浜田市	下有福町	R2.10.26	0.053	
5		益田市	虫追町	R2.10.26	0.11	

表4 令和2年度ダイオキシン類常時監視結果（土壌）

No.	調査区分	市町村名	地点名	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	一般環境監視	安来市	比田公園	R2.10.27	0.049	1,000
2		雲南市	田井小学校	R2.10.27	0.0045	
3		奥出雲町	横田小学校	R2.10.27	0.00048	
4		飯南町	たかばし生活改善センター	R2.10.27	0.039	

表5 未報告事業所の状況（排出ガス及びばいじん等とも未報告の事業所）

(1) 大気基準適用施設

No.	事業所名	特定施設名	所在地	備考
1	株式会社カワシマH	廃棄物焼却炉	益田市幸町	測定を指導中
2	みつわ工業有限会社中間処理場	廃棄物焼却炉	益田市幸町	測定を指導中

(2) 水質基準対象施設

未報告事業者なし

表6 行政検査におけるダイオキシン類排出量調査結果

(1) 大気基準適用施設

No.	事業所名	特定施設名	特定施設所在地	焼却能力 (kg/h)	採取年月日	排出ガス	
						測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
1	邑智ビッグファーム	廃棄物焼却炉	邑智郡邑南町	56	R2.10.27	0.0081	5
2	ダイワボウレヨン株式会社 益田工場	廃棄物焼却炉	益田市須子町	150	R2.11.5	0.79	5

(2) 水質基準対象施設

No.	事業所名	特定施設名	特定施設所在地	採取年月日	排水	
					測定結果 (pg-TEQ/L)	適用基準 (pg-TEQ/L)
1	日本製紙株式会社 江津工場	パルプ製造塩素漂白施設	江津市江津町	R2.10.28	0.015	10